

業庫第71号(例)
2021年8月11日

歳入(復)代理店引受金融機関本部 御 中

日本銀行業務局

国庫金対応ATMにより歳入金等を受け入れる場合の
留意事項の送付等について

国庫金関係事務につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

今般、複数の金融機関より、書面による歳入金等の受入事務を納付書類の受付や領収証書の発行が可能なATM(以下、「国庫金対応ATM」といいます。)により行う場合の取扱いについて、照会が寄せられていることを踏まえ、こうした場合の留意事項を別紙1のとおり取りまとめましたので、送付します。

また、これに伴い、国庫金対応ATMによる歳入金等受入事務の取扱いの明確化を図る観点から、「日本銀行歳入代理店等事務取扱手続」(2018年3月19日付業庫第33号別紙1)を別紙2のとおり改正し、本日から実施することとしましたので、通知します。

今後、各金融機関において国庫金対応ATMによる歳入金等の受入を開始する場合には、別紙1に記載の諸点にご留意くださるようお願いいたします。別紙1の取扱いにより国庫金対応ATMを利用した歳入金等受入事務を開始する場合には、日本銀行への事前連絡は不要ですので申し添えます。

なお、本通知は、これまでに寄せられたご照会を踏まえて作成したのですが、別紙1による取扱いが困難な場合には、ご遠慮なく下掲の照会先までご相談ください。

以 上

<本件に関する照会先>

日本銀行 業務局 総務課
国庫業務企画グループ 澤田、森元
(電話) 03-3277-2581

国庫金対応 A T M を歳入金等受入事務に利用する際の留意事項

1. 国庫金対応 A T M の概要

本留意事項における国庫金対応 A T M とは、次の機能を備えた A T M をいいます。

- ・納付者から歳入金等にかかる納付書類を受け付け、現金を収納する機能。
- ・現金の収納後、納付者に領収証書を交付する機能。

—— この場合の領収証書は、納付書類に付属している領収証書に代えて、適宜の書式の領収証書（金融機関名、店名、領収年月日、受入書類表面の画像および受入書類に記載の金額を領収した旨の記載があるもの）を使用することも差し支えありません。

2. 歳入金等受入時の留意事項

- (1) 規程で定める受入書類の確認事項のうち、国庫金対応 A T M では確認できないもの（例えば、各片の記載事項の一致等）がある場合には、別途、歳入代理店等の職員が確認することとしてください。

なお、この歳入代理店等の職員による確認は、国庫金対応 A T M での受入処理完了後に実施することで差し支えありませんが、その場合には受入処理時に納付者の連絡先を把握する等、事後的に照会等が必要となった場合に対応できる体制としてください。

- (2) 特許特別会計にかかる歳入金の納付書類については、第 4 片（納付済証（特許庁提出用））を納付者に交付する必要があるため、国庫金対応 A T M による受入の対象外とする等、同片の交付もれとならないような措置を講じてください。
- (3) 適宜の書式による領収証書を交付する場合、受入書類に付属している領収証書の用紙は、受入処理完了後に金融機関で適宜廃棄してください。

3. 機器運用にかかる留意事項

- (1) 平日の早朝または深夜の時間帯においても、当日収納分として領収証書の発行や後方整理事務を行うことができる場合には、国庫金対応 A T M による歳入金等の受入を実施して差し支えありません。なお、休日における受入については、現時点で

想定していません。

- (2) 国庫金対応ATMの稼働時間中は、機器故障や納付者からの照会に対応可能なサポート体制を整えることとしてください。なお、サポートの方法については、電話等による対応でも差し支えありません。
- (3) 国庫金対応ATMを歳入代理店等の店舗外に設置する場合には、領収証書に表示する店名や受け入れた歳入金等の勘定整理に関して、特定の歳入代理店等として取扱うこととしてください。

以 上

「日本銀行歳入代理店等事務取扱手続」中一部改正

- II. 1. (2) イ. (イ) を横線のとおり改める。

(イ) 受入書類の確認

受入書類について、次のことを確認する（記載例2参照）^(注1)。また、窓口電子収納受入店において、窓口電子収納対象の書類（(1)ニ.参照）を受入れた場合には、これに加え、(ハ)の取扱いをする^(注2)。

(注1) 国庫金対応ATM（納付者から現金および歳入金等にかかる納付書類を受け付け、国庫金として現金を収納したうえで納付者に領収証書を交付する機能を備えた現金自動預け払い機をいう。以下同じ。）により歳入金等の書類を受入れる際に確認することができない事項がある場合には、事後的に歳入代理店等の職員が当該事項を確認することでよい。この場合、国庫金対応ATMでの受入時に納付者に連絡先を入力させるなど、納付者と連絡を取ることが可能な体制とすること。

(注2) 略（不変）

- II. 1. (2) ロ. を横線のとおり改める。

ロ. 領収証書の交付

歳入代理店等は、イ.により受入書類および小切手の確認等を行った場合には、現金または小切手による歳入金等の領収金額が、受入書類の金額と一致していることを確認したうえで、受入書類の各片に領収印を押して（記載例2参照）、領収証書を納付者等に渡す^{(注1)(注2)(注3)(注4)(注5)}。この場合、領収印の日付相違や押しもれ、他の印の押し誤りに留意する。

(注1) 国庫金対応ATMにより歳入金等を受入れた場合には、受入書類に付属している領収証書に代えて、適宜の領収証書（金融機関名、店名、領収年月日、受入書類表面の画像および受入書類に記載の金額を領収した旨の記載があるもの）を交付することができる。この場合、受入書類に付属している領収証書は破棄してよい。

(注1-2) 略（不変）

(注2-3) 略（不変）

(注3-4) 略（不変）

(注4-5) 略（不変）